

タイトル： (3) 地域における見守り施策の推進(孤立化防止を含めた取組み)

第7期における具体的な取組

「見守り相談室」では、地域団体をはじめ多様な人々が、見守り活動の重要性について理解を深めることができる機会を設けるとともに、区が地域の実情に応じて配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーターなどとの連携を密にすることにより、地域における見守りネットワークのさらなる強化につなげます。

孤立死リスクの高い世帯等をより効果的に支援につなげるため、CSWによる対応及び体制を強化します。

徘徊認知症高齢者等への対応については、警察との連携を強化し、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するための仕組みづくりに取り組みます。

進捗状況

・CSWの配置 24区合計98名

・事業実績(令和3年3月末時点)

地域への要援護者名簿提供状況

| 全地域数 | 提供地域数 | 提供率 |
|-------|-------|------|
| 333地域 | 333地域 | 100% |

孤立世帯等への専門的対応

| 相談対応 | アウトリーチ | ケース会議 |
|----------|---------|--------|
| 246,059回 | 23,313回 | 3,624回 |

徘徊認知症高齢者等の行方不明事案への対応

| 利用登録者 | 協力者 | 行方不明時メール配信 |
|--------|--------|------------|
| 3,618人 | 5,529件 | 579件 |

進捗状況に対する評価と課題

評価

A

A:計画通り進行
B:遅れた部分があるが概ね計画通り進行
C:課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ 地域ごとに行われている見守り活動のさらなる活発化を進めることにより、住民による要援護者の発見や生活状況の把握が進み、災害時の安否確認にも活用できる重要な情報となることから、CSWによる地域の見守り活動への支援をさらに充実させる必要がある。
- ・ 地域の見守りが活発になるほど、地域に埋もれている支援が必要な世帯等の掘り起こしが進み、アウトリーチの必要性がますます高まることから、CSWによる専門的支援の充実に引き続き取り組む必要がある。

タイトル： (4)複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

第7期における具体的な取組

モデル事業における効果検証を行ったうえで、各区に対して必要な機能と実施に向けた選択肢を示すなど、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備をめざし、取組みを進めます。

進捗状況

平成29年度・30年度において、規模の異なる3区(福島区・東淀川区・平野区)において、モデル事業を実施し、「つながる場」を開催した149件では、スーパーバイザーの助言などにより、支援が円滑に進み、課題解決につながる効果が見られました。また、モデル事業の取組みを通じ、相談支援機関・区職員等の顔の見える関係が構築されるとともに、それぞれのスキルの向上が図られるという効果も見られました。

これらの検証結果を踏まえ、令和元年度からは、モデル事業の取組みを全区に展開し、「つながる場」のしくみを各区で整備するとともに、区の実情に応じて、相談支援機関等の連携の促進に向けた取組みを実施し、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に努めています。

【令和2年度 事業実績】

| 相談受付件数 | 総合的な支援調整の場 (つながる場)開催件数 | スーパーバイザー 派遣件数 |
|--------|---------------------------|------------------|
| 218件 | 118件 | 65件 |

進捗状況に対する評価と課題

| | | |
|----|---|----------------------------------------------------------|
| 評価 | A | A:計画通り進行 B:遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C:課題等の発生等により進捗に遅れが生じた |
|----|---|----------------------------------------------------------|

- 令和元年度より「総合的な相談支援体制の充実事業」を全区において実施しており、各区の実情に応じた取組みを着実に進めています。
- 今後も研修会の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実にに向けた行動指標」を活用し、市全域において事業の水準を高めていく予定です。

(1) 認知症の方への支援

タイトル:

ア 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

第7期における具体的な取組

- ・ 社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。
- ・ 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症強化型を含む地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどの日ごろの活動を通じて、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を図ります。
- ・ スマートフォン等で利用できる認知症アプリを開発・運用し、認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行います。

進捗状況

- ・ 令和2年度では、認知症サポーターを6,338人、キャラバン・メイトを19人養成しました。その結果、本市における令和2年度末の認知症サポーターは227,026人となっています。
- ・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により集合型での認知症サポーター養成講座の開催が困難となったことから、認知症サポーター養成数が減少しました。
- ・ 認知症強化型地域包括支援センター等では、関係機関と連携のうえ、認知症への理解を深めるための普及啓発活動を進めています。
- ・ 平成30年3月よりスマートフォン等で利用できる「認知症アプリ」をリリースし、認知症の相談窓口の周知や認知症に関する正しい知識の普及・啓発により、市民自らの認知症予防の取組みや、認知症の早期発見・早期対応を支援しています。

進捗状況に対する評価と課題

評価

A

- A: 計画通り進行
- B: 遅れた部分があるが概ね計画通り進行
- C: 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ 認知症サポーター数は22万人を超えており、認知症への理解が広まっているところですが、引き続き養成に努めるとともに、認知症サポーターの方の地域活動を促進できるよう取組みを強化していきます。
- ・ 認知症サポーター養成講座について、オンラインでの開催を進めるため、オンライン開催ができるキャラバン・メイトの養成やフォローアップを行っていきます。
- ・ 認知症アプリについて、さらに登録者数の増加につながるよう、様々な機会を通じて周知を行っていきます。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

イ 認知症の様態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

第7期における具体的な取組

○ 早期診断・早期対応のための体制整備

- ・ かかりつけ医・歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上のための研修や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を一層推進します。
- ・ 各区における認知症支援の拠点として2017(平成29)年度から設置している認知症強化型地域包括支援センターの活動を推進します。
- ・ 認知症疾患医療センターについては、地域型3か所、連携型3か所を運営していますが、今後は、地域の中で担うべき機能を明らかにしたうえで、必要に応じて整備を図っていきます。
- ・ 認知症初期集中支援チームにより、認知症が疑われる人や認知症の人に対して、必要な医療や介護サービスの導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

○ 行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等への適切な対応

- ・ 認知症の人の行動・心理症状や身体合併症等への対応を行う医療機関での認知症への対応力の向上を図る観点から、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を一層推進します。
- ・ 入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる看護職員が認知症への対応に必要な知識・技能を習得することができるよう、看護職員に対する認知症対応力向上研修を一層推進します。

○ 認知症の人の生活を支える介護の提供

- ・ 良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保するため、認知症介護の理念、知識及び技術を習得するための「認知症介護実践者研修」、事業所内のケアチームの指導者役となるための「認知症介護実践リーダー研修」、研修の企画立案・講師役等となるための「認知症介護指導者養成研修」というステップアップの研修体系により研修を実施し、さらなる受講者数の増加に取り組みます。
- ・ 認知症介護に携わる可能性のあるすべての介護職員等が、認知症介護に最低限必要な知識・技能を習得するための「認知症介護基礎研修」を実施します。

○ 医療・介護等の有機的な連携の推進

- ・ 2016(平成28)年度から全区に配置している認知症地域支援推進員について、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等の活動を一層推進します。

進捗状況

○医療従事者等の認知症対応力向上研修

・かかりつけ医認知症対応力向上研修

平成30年度 107人
令和 元年度 129人
令和 2年度 148人
合計384人

・歯科医師認知症対応力向上研修

平成30年度 101人
令和 元年度 0人※新型コロナウイルス感染症の影響のため開催中止
令和 2年度 46人
合計 147人

・薬剤師認知症対応力向上研修

平成30年度 154人
令和 元年度 270人
令和 2年度 71人
合計 495人

・看護職員認知症対応力向上研修

平成30年度 98人
令和 元年度 0人※新型コロナウイルス感染症の影響のため開催延期
令和 2年度 170人(令和元年度延期分+令和2年度開催分)
合計 268人

・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

平成30年度 697人(集合型 291人、医療機関実施型 9病院 406人)
令和 元年度 732人(集合型 254人、医療機関実施型 6病院 478人)
令和 2年度 223人(医療機関実施型5病院 223人)※集合型は開催中止
合計 1,652人

○認知症サポート医養成

平成30年度 33人
令和 元年度 40人
令和 2年度 4人(新型コロナウイルス感染症の影響のため通常開催は中止、1月よりオンライン開催)
合計 77人

○介護従事者向け研修

・認知症介護実践者研修

平成30年度 340人

令和 元年度 315人

令和 2年度 23人(新型コロナウイルス感染症の影響のため集合型中止、1月よりオンライン開催)

合計 678人

・認知症介護実践リーダー研修

平成30年度 54人

令和 元年度 23人

令和 2年度 18人(新型コロナウイルス感染症の影響のため令和元年度延期分のみ開催)

合計 95人

・認知症介護基礎研修

平成30年度 217人

令和 元年度 197人

令和 2年度 0人(新型コロナウイルス感染症の影響のため開催中止)

合計 414人

・認知症介護指導者養成研修

平成30年度 5人

令和 元年度 1人

令和 2年度 0人(新型コロナウイルス感染症の影響のため開催中止)

合計 6人

○平成 28 年度から全区にて認知症初期集中支援チームを展開しており、令和2年度では、1,241 件の支援件数がありました。

また、認知症地域支援推進員として、新たに支援困難症例 477 人の相談件数がありました。

○平成 29 年度から全区に設置している認知症強化型地域包括支援センターにおいては、認知症高齢者等を支援する区内のネットワークの充実を図り、地域の中で孤立している認知症高齢者を発見し、支援につなげ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように取り組んでいます。

○認知症疾患医療センターについて、地域型3か所、連携型3か所を設置しており、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応等を行っています。なお、令和元年度からは地域型に、令和2年度からは連携型にも日常生活支援機能を付与し、診断後に円滑な日常生活を過ごせるよう、相談支援機能の強化を図っています。

進捗状況に対する評価と課題

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------|
| 評価 | A | <p>A：計画通り進行</p> <p>B：遅れた部分があるが概ね計画通り進行</p> <p>C：課題等の発生等により進捗に遅れが生じた</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期発見、早期対応、医療の提供等のため、引き続きかかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員等に対する研修を実施します。 ・認知症の人がそれぞれの状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、引き続き介護従事者に対する研修を実施します。 ・研修の実施にあたっては、コロナ禍においても開催できるようオンラインでの開催を進めます。 ・認知症初期集中支援チームについては、より早期発見、早期対応につながるよう、各チームの周知啓発に努めるとともに、認知症強化型地域包括支援センターと連携のうえ地域分析を進め、支援対象者の把握に努めます。 ・認知症疾患医療センターについては、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、引き続き必要な機能の充実に努めます。 | | |

(1) 認知症の方への支援

タイトル:

ウ 若年性認知症施策の強化

第7期における具体的な取組

- ・ 若年性認知症の人については、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きい、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なって複数介護になる等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に行うことが求められています。
- ・ 2016(平成28)年度から全区に配置している認知症地域支援推進員が、若年性認知症の相談窓口として、若年性認知症の人とその家族からの相談に応じ、関係機関と連携して必要な支援を行っています。
- ・ 認知症地域支援推進員の活動を充実させるとともに、若年性認知症の早期診断・早期対応につなげるため、若年性認知症についての普及啓発に取り組みます。

進捗状況

- ・ 平成28年度から認知症初期集中支援チームに認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症の相談窓口の明確化を図るとともに、就労等を含めた伴走型の継続的な支援が行えるよう相談支援体制の充実を図っています。令和2年度は、若年性認知症の相談件数として延べ354人の相談がありました。
- ・ また、平成30年度からは若年性認知症の早期発見、早期対応に向け、大阪府と共催により、産業医や企業等の人事・労務担当者等を対象とした「若年性認知症啓発セミナー」を開催しています。
- ・ 令和2年度の「若年性認知症啓発セミナー」については新型コロナウイルス感染症の影響のため開催中止としています。

進捗状況に対する評価と課題

評価

A

A: 計画通り進行

B: 遅れた部分があるが概ね計画通り進行

C: 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ 若年性認知症の人は症状の進行が早く、医療、福祉、就労をはじめ家族への支援等の総合的な支援が求められるなど、非常に高い専門性が求められる傾向が強いため、これら専門性の高い支援に対応できる人材を養成していくことが必要です。
- ・ 若年性認知症支援コーディネーターを配置している大阪府とも連携し、引き続き若年性認知症についての普及啓発に取り組みます。

(1) 認知症の方への支援

タイトル:

エ 認知症の人の介護者への支援

第7期における具体的な取組

- ・ 介護者の急病等の突発的な事情により認知症高齢者の介護が困難となった場合に介護施設等で一時的に受け入れる緊急ショートステイ事業を実施します。
- ・ 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置・運営を支援します。

進捗状況

- ・ 認知症の人を介護するご家族の負担を軽減するため、介護者の入院等、突発的な事由により在宅生活が一時的に困難となった方を福祉施設で受け入れ、介護サービスを提供する認知症高齢者緊急ショートステイ事業を平成27年9月から実施し、令和2年度は35人の認知症の人を延べ570日受け入れました。
- ・ また認知症地域支援推進員において、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図るため、区内の認知症カフェに対して側面的な支援を行っています。令和3年3月末現在、140か所の認知症カフェ等を本市ホームページに掲載しています。
- ・ 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止する認知症カフェが多くでている状況です。

進捗状況に対する評価と課題

評価

A

A: 計画通り進行

B: 遅れた部分があるが概ね計画通り進行

C: 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ 認知症高齢者緊急ショートステイ事業については、認知症の人のご家族の介護負担を軽減するため、令和元年度より一部要件を緩和するなど充実に努めているところです。

(1) 認知症の方への支援

タイトル:

オ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

第7期における具体的な取組

- ・ 行方不明認知症高齢者等の早期発見・早期保護のための見守りネットワーク体制の強化を図ります。
- ・ 警察等に保護されても身元が判明しないケースが増加していることから、身元不明高齢者対策に取り組みます。
- ・ 社会全体で認知症の人を支える基盤として、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症サポーターが地域の中で活躍する機会の充実を図ることにより、認知症高齢者等の生活支援、社会参加支援、見守り体制の充実につながるよう取り組んでいきます。

進捗状況

- ・ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のため、大阪市認知症高齢者等見守りネットワーク事業を実施しており、行方不明時に地域の協力者にメール配信等を行い、早期に発見する仕組みを構築するとともに、見守りシールの配布や GPS 機器の貸与などを行っています。

登録者数:3,618人

協力者数:2,839人(民生委員)

協力者数:2,690人(企業・団体)

(何れも令和2年度3月末時点)

- ・ 平成30年度より2年間、「認知症サポーター地域活動促進事業」を3区にてモデル実施し、認知症サポーターと支援を必要とする認知症の人や認知症カフェ等をつなぎ、認知症サポーターの地域活動を促進し、認知症の人、家族の地域生活を支援しました。
- ・ 令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」においても、「全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備」することが掲げられているため、令和2年度より、認知症サポーター地域活動促進事業の取組みを再構築し、地域における認知症の人の支援活動を促進する「オレンジサポーター地域活動促進事業」として24区にて実施し、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チーム(ちーむオレンジサポーター)を作る支援や認知症の人等にやさしい取組みを行う企業等を「オレンジパートナー企業」として登録するなどの支援を行っています。

進捗状況に対する評価と課題

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------------------------------------------------|
| 評価 | A | A：計画通り進行 B：遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C：課題等の発生等により進捗に遅れが生じた |
| <ul style="list-style-type: none">・ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のため、引き続き見守りネットワーク事業の推進に努めます。・ 地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症サポーターが地域の中で活躍する機会の充実を図ることにより、認知症高齢者等の生活支援、社会参加支援、見守り体制の充実につながるよう引き続き支援していきます。 | | |

(1) 認知症の方への支援

タイトル： カ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

第7期における具体的な取組

- ・ 国においては、認知症をきたす疾患それぞれの病態解明や行動・心理症状（BPSD）を起こすメカニズムの解明を通じて、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発の推進を図るとともに、研究開発により効果が確認されたものについては、速やかに普及に向けた取組みを行うこととしています。
- ・ 国の動向を踏まえて施策を進めるほか、ICT技術を活用した介護保険データ等の収集・分析など、認知症の予防や早期発見に資するための施策に取り組んでいきます。

進捗状況

- ・ ICT 技術を活用したビッグデータ活用の一環として、大阪市立大学との連携協定に基づき、本市が保有する行政データを活用して、大阪市立大学においてビッグデータ活用における認知機能低下を含む要介護状態の重度化防止及び介護予防のためのビッグデータ分析を行い、現行施策の継続及び充実の必要性が確認されました。

進捗状況に対する評価と課題

| | | |
|----|----------|----------------------------------------------------------|
| 評価 | A | A：計画通り進行 B：遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C：課題等の発生等により進捗に遅れが生じた |
|----|----------|----------------------------------------------------------|

- ・ 国が行っている認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発により効果が確認されたものについては、本市において速やかに普及に向けた取組みを行います。
- ・ 令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」では「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととされており、認知症予防に資する可能性のある活動を推進するとともに、国において示されたものについては、速やかに普及啓発に努めます。

(1) 認知症の方への支援

タイトル:

キ 認知症の人やその家族の視点の重視

第7期における具体的な取組

- ・ 認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを進めていきます。

進捗状況

- ・ 平成30年2月13日、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点から認知症の人やその家族が自らの言葉でそのメッセージを語る姿等を発信するとともに、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを進めるため、認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議を開催しました。
- ・ また、会議終了後、本市が今後もより一層、認知症対策に力を入れていくことを決意し、内外に発信するため「認知症の人をささえるまち大阪宣言」を行いました。
- ・ 令和元年度より、認知症の人の生きがいや居場所づくりを支援するため、「認知症の人がいきいきと暮らし続けるための社会活動推進事業」を実施しており、令和元年7月31日からは、認知症の人の社会活動を推進するための拠点「大阪市認知症の人の社会活動推進センター（愛称：ゆっくりの部屋）」を開設し、認知症の人によるピアサポートや社会活動の支援などを行っています。
- ・ 令和元年9月6日には、認知症への社会の理解促進を進めるため、英国屋の協力のもと、大阪市役所において、認知症の人自らが従事する「ゆっくりカフェ in 英国屋」を開催しました。

進捗状況に対する評価と課題

評価

A

- A: 計画通り進行
- B: 遅れた部分があるが概ね計画通り進行
- C: 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ 認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視し、社会活動を推進するための取組みを引き続き進めていきます。

(1) 認知症の方への支援

タイトル:

ク 大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供

第7期における具体的な取組

- ・ 相談機能の強化を図りつつ、各区の認知症等高齢者支援ネットワークなどと連携して地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期診断、早期治療に寄与するとともに、利用者の在宅生活移行のための支援プログラムを作成し、家庭、地域への復帰を促進していきます。
- ・ また、地域の保健・医療・福祉・介護関係者等から組織される協議会を開催して取組み内容を共有するとともに、専門職を対象とした研修を実施するほか、市民を対象とした公開講座等の開催により認知症に関する情報を発信します。
- ・ 介護施設では、認知症の専門医療機能と専門介護機能の緊密な連携のもと、前頭側頭型認知症等の困難症例や若年性認知症の人への対応などを行い、新しい認知症介護モデルの構築にも努めていきます。
- ・ 認知症に係る研究や人材育成については、大阪市立大学との連携を強化し、原因究明や診断・治療法の確立、認知症看護・ケア、ケアマネジメント等の学術的な研究や、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治験等の臨床研究に取組みます。
- ・ 臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れや、研修及び講習の実施に努め、人材育成に取り組めます。

進捗状況

- ・ 弘済院附属病院では、相談機能の強化を図り、地域とのシームレスな連携の推進に努めてきました。若年性認知症外来では、若年性認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等からの紹介患者を積極的に受け入れ、相談員が支援に積極的に関わりながら、「本人サポートの会（患者本人や家族が悩みを話せる場の提供やカウンセリング、個別相談等を行う）」と連携し、若年性認知症特有の課題を専門的に支援するよう取組んでいます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年3月以降は個別相談を中心に行っています。
- ・ 弘済院附属病院では、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集合型の講座は開催できませんでしたが、専門職を対象とした認知症に関するオンライン研修の開催のほか、ホームページ「弘済院通信」を開設し、認知症の医療・介護に関する知識や、生活の中で可能な体操などの情報及び当院での取組みなどに関する短時間でわかりやすい動画を作成し配信しています。
- ・ 弘済院附属病院と第2特別養護老人ホームが一体となった医療・介護モデルの構築の取組みを進め、特に前頭側頭葉変性症のケアについては、定期的に外部スーパーバイザーを含む多職種で事例検討を重ね、その成果を学会などに報告するとともに、大阪市認知症医療・介護専門職研修などを通して情報発信を重ねてきました。こうしたノウハウの蓄積をもとに作成した前頭側頭型認知症と意味性認知症のケアマニュアルについては、更新を重ねて継続的に発行してまいりましたが、最新の知見や事例等を追加した保存版を作成し、配付しています。また令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、専門職を対象とした「認知症医療・介護オンライン相談」を、高齢福祉課（R3より地域包括ケア推進課）と連携し開始しています。

- ・弘済院附属病院では、大阪市立大学大学院医学研究科と新薬の治験や様々な臨床研究など、また生活科学研究科とは、アルツハイマー型認知症の非薬物療法などの治療・研究に取り組みました。
- ・研修生の受け入れについては、大阪市立大学医学部、生活科学部の大学生・大学院生や臨床研修医、臨床心理士、認知症初期集中支援推進事業に従事するチーム員などの実習を受け入れるとともに、各種研修へ講師を派遣するなど、認知症施策の推進に重要な認知症医療・介護に係る人材育成に積極的に取り組んできました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため院外からの研修生の受入は中止しています。また講師派遣については、会場集合型の研修は減少していますが、オンライン開催研修の講師依頼が増加しています。

進捗状況に対する評価と課題

| | | |
|----|----------|----------------------------------------------------------|
| 評価 | B | A：計画通り進行 B：遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C：課題等の発生等により進捗に遅れが生じた |
|----|----------|----------------------------------------------------------|

- ・弘済院附属病院患者支援部では、患者の入退院支援、相談機能の強化を図るとともに、診断を受けた後に適切な支援につながらないまま状況が悪化することを避けるため、地域の関係機関との連携をより強化しながら診断後支援の充実に取り組みます。また、若年性認知症外来では、認知症の早期診断、早期治療にさらに貢献できるよう努めます。
- ・専門職向け研修や公開講座などについては、新型コロナウイルス感染症の影響により延期や中止、手法の変更をせざるを得ないものがありました。今後、より多くの方に認知症に関する情報を発信できるよう、オンライン開催などのIT活用をはじめとした感染予防に努めた実施手法を検討し取り組んでいきます。
- ・さらに市民ニーズに応え、地域包括ケアシステムの構築に寄与した医療・介護の提供ができるよう地域のネットワークとの連携を強化し、専門的機能を高めて在宅支援を進めていきます。
- ・研究活動や質の高い医療提供、ならびに本市認知症施策の展開に応じた対応ができるように、さらに長期的視野にたった人材育成に努めます。

タイトル： (2) 権利擁護施策の推進
ア高齢者虐待防止の取組の充実

第7期における具体的な取組

- ・ 高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口の周知等に努めます。
- ・ 関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止連絡会議」において、虐待情報の共有化を図るとともに、関係機関相互の連携の強化を図ります。
- ・ 各区では、高齢者虐待防止のネットワーク(連携体制)を活用し、身近な地域での高齢者虐待の発生予防、早期対応、見守り等の取組みを進めます。
- ・ 地域包括支援センター等においては、介護家族の相談や支援に努めるとともに、介護教室や認知症の家族会の活動等を紹介するなど、養護者の介護負担やストレスの軽減を図る取組みを行います。
- ・ 養介護施設従事者等に対しては、集団指導や実地指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進めます。

第7期目標(虐待防止等に関する研修参加事業所数)

H30年度 6,004 箇所

R 1 年度 6,185 箇所

R 2 年度 6,370 箇所

進捗状況

- ・ 高齢者虐待の防止に関する広報啓発活動については、市民や関係機関等へのリーフレット及び効果的な啓発物品の配布等を行うことにより、どのようなことが虐待にあたるのか、また、通報者の秘密は守られること、通報窓口の周知等を行うほか、地域や関係機関等における研修会等の機会を活用し高齢者虐待に関する講演会を行うなど、さらなる理解の普及に努めています。
- ・ また、本市関係課のほか関係機関や民間団体等が参加する「高齢者虐待防止連絡会議」を市レベル及び区レベルで開催(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大阪市高齢者虐待防止連絡会議を书面送付により開催しました。)し、高齢者虐待に関する現状や課題を共有することにより、高齢者虐待の防止、早期発見、適切かつ迅速に虐待対応ができるよう、連携協力体制の強化に努めています。
- ・ 高齢者の介護にあたる養護者の介護負担軽減を目的に、地域包括支援センター職員が中心となって介護保険サービス導入の支援を行うなど、地域で安心して暮らせる援助を行っています。
- ・ 虐待防止等に関する研修参加事業所数(令和3年3月末現在): 6,180 箇所

進捗状況に対する評価と課題

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価 | A | <p>A : 計画通り進行 B : 遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C : 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度養護者による高齢者虐待の通報は1,169件と、平成31(令和元)年度の1,100件を上回り、毎年増加傾向にあります。しかし、本人の状況の変化にいち早く気付ける立場にある地域からの通報件数はいまだ少ないのが現状です。高齢者虐待の発生予防や早期発見、迅速かつ適切な対応をさらに推進するためには、地域住民・関係機関等における虐待防止への理解の定着及び連携協力が不可欠であることから、引き続き、広報啓発活動や高齢者虐待防止連絡会議の開催を積み重ねることにより、さらなる虐待防止に向けたネットワークの体制の充実、強化を図ります。 高齢者の介護にあたる養護者の介護負担軽減を目的に、地域包括支援センターが中心となって在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供などの支援を行うなど、引き続き、地域で安心して暮らせる支援を進めます。 養介護施設従事者等による虐待の未然防止につきましては、実地指導や監査、従業者等からの通報等をきっかけとして事業所等による介護の実態を早期に把握し、改善指導に繋げるとともに、介護サービス事業所の従業者等の人権意識や介護技術の向上を目的とした啓発研修等を引き続き実施することにより、介護サービスの質の向上を目指す必要があります。 | | |

タイトル： (2) 権利擁護施策の推進
イ 成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進

第7期における具体的な取組

- ・成年後見制度の利用促進のために、2018(平成30)年度から3か年の予定で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築します。
- ・今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援を強化します。
- ・「あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)」においては、契約中に状況が変わり、成年後見制度の利用が必要となる人は円滑に制度に移行し、今後新たにあんしんさぽーと事業の利用を必要とされる人が、待機することなく順次、利用・契約できるよう取り組みます。

進捗状況

- ・「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築のため、具体的には大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備しました。また、「協議会」には、5つの部会(広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価)を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会(弁護士会・社会福祉士会・司法書士会)を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取組みを進めました。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、協議会総会を書面送付により開催しました。5つの部会は予定通りそれぞれ年2回開催しました。
- ・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オリエンテーションは中止し、養成講座を開催しました。
- ・あんしんさぽーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取組みを進めました。

進捗状況に対する評価と課題

| | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------|
| 評価 | A | A: 計画通り進行 B: 遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C: 課題等の発生等により進捗に遅れが生じた |
| <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的に取り組んでいきます。協議会による「チーム」への具体的な支援として、チーム会議の場に必要なに応じて「専門職」を令和2年度は年間41回派遣し、専門職派遣事例検証会議を1回開催しました。さらに専門職派遣の利用を促進するため、相談部会において、周知と利用しやすくするための検討が必要です。また、専門職の助言の精度を上げるため、引き続き派遣される専門職が集う事例検証を行う必要があります。 ・市民後見人養成講座のオリエンテーションを年3回開催(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためオリエンテーションは中止)し、平成30年度から基礎講座は市内北部と南部に分けて開催しており、令和2年度の講座修了者は39人、うちバンク登録者は37人でした。より多くの人に市 | | |

民後見人の活動や必要性を理解してもらえよう、効果的な普及啓発を行う必要があります。後見人支援部会においては、養成講座に参加しやすいよう開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫の検討が必要です。

- ・ あんしんさぼーと事業相談員との連携により、制度移行が望ましい方と随時面接し令和2年度は 81 人が制度移行しています。しかし、制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多くいます。制度利用促進部会においては、制度利用の必要性を理解してもらうための効果的な方法等を検討する必要があります。

タイトル： (1)一般介護予防事業の推進(介護予防・重度化防止の推進)

第7期における具体的な取組

- ・「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施します。

2021(R3)年度末までに高齢者人口1万人につき概ね 10 か所程度の開催をめざし、毎年度、新規立ち上げ目標数を設定し、段階的に目標を達成する。

2016(H28)年度末(実績) 404 か所

2017(H29)年度末(見込) 474 か所

2021(R3)年度末(目標) 約 700 か所

- ・「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出しやリハビリテーション専門職等の派遣による指導・助言・身体能力測定など、活動の場の立ち上げや継続のための支援を行います。
- ・「いきいき百歳体操」等に加え、口腔機能向上の取組みとして「かみかみ百歳体操」の実施を支援するとともに、栄養改善に関しても効果的かつ効率的に実施できる手法を検討していきます。
- ・「介護予防ポイント事業」に参加する高齢者がより一層増加するよう、活動施設等をできるだけ身近な場所に充実させるとともに、在宅の高齢者の生活支援活動にも「介護予防ポイント事業」の活動の範囲を広げるなど、活動者が個々の役割を持ち、これまで培った経験をもとにより身近なところで得意分野を活かした活動ができるよう支援します。

介護予防ポイント事業

活動登録者数 2020(R2)年度末(目標) 8,102 名

活動者数 2020(R2)年度末(目標) 3,400 名

進捗状況

- ・介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場の推進にあたっては、平成 28 年4月から「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施しています。
- ・また、平成 30 年4月には、「通いの場」の開催か所数の更なる増加に向けて、より多くの高齢者が「百歳体操」に興味を持ち実践していただけるよう、吉本興業株式会社と共同で、これまでの「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」に加え、認知機能向上に効果がある「しゃきしゃき百歳体操」を収録した新たな「百歳体操 DVD」を作製しました。
- ・さらに、「いきいき百歳体操」に加え、口腔機能向上の取組みが効果的かつ効率的に実施できるよう、平成 30 年4月から「かみかみ百歳体操」を実施するグループに対し、歯科保健専門職を派遣し、活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施しています。

「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場： 791 か所

- ・介護予防ポイント事業については、活動者が個々の役割を持ち、これまで培った経験をもとに、より身近なところで得意分野を活かした活動ができるよう、平成30年4月から活動場所に保育所を追加し、さらに同年7月からは、在宅の高齢者の生活支援活動を追加しました。
- ・活動登録者を増やすため、区広報紙や市営住宅だより等で広報周知を行うとともに、毎月5回市内各所で登録時研修を実施しています。
- ・また、活動者を増やすため、次の取り組みを行っています。

アンケートにおいて、「自分から受入施設へ直接連絡することに抵抗がある」との意見が複数あったことを踏まえ、活動登録者自身が施設へ直接連絡することに不安を感じる場合には、受託事業者が活動登録者と施設の連絡調整を実施することとし、その旨をポイントリレー通信等で周知。

施設行事の開催に向けて多くの活動者が必要な場合、受託事業者から当該受入施設近隣に居住する活動登録者へ活動案内・勧奨を実施。

受入施設にて登録時研修を開催し、研修終了後、施設見学及び次回の活動予約を一連の流れで行い、速やかな活動につながるようマッチングを実施。

活動登録者向けアンケートを実施する際、一部の区において登録以降活動実績がない方を抽出し、活動内容等の希望を把握するためのマッチングシートを同封し、活動登録者の希望に沿った受入施設を紹介。

活動登録者数：3,441名(令和2年度末現在)

活動者数：286名(令和2年度実績)

進捗状況に対する評価と課題

| | | |
|----|---|----------------------------------------------------------|
| 評価 | B | A：計画通り進行 B：遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C：課題等の発生等により進捗に遅れが生じた |
|----|---|----------------------------------------------------------|

- ・「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある体操・運動等に取り組む住民主体のグループ(通いの場)は着実に増加していますが、今後もより多くの高齢者が身近な場所で通いの場に参加できるよう、新規立ち上げや継続支援に対する課題を把握し、周知及び必要な支援に努めます。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響により休止している通いの場の活動が再開できるよう、支援していきます。
- ・「介護予防ポイント事業」については、活動登録者数や受入施設数に一定の増加があるものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、令和2年度以降活動者が減少していることから、活動を休止している高齢者を含むより多くの活動登録者が身近なところで得意分野を活かして活動できるよう、現在実施している活動登録者と受入施設とのマッチングを質量ともに充実させるなど、活動者数が増加する取り組みを強化していきます。

タイトル： (2)健康づくりの推進
ア 生活習慣病の予防

第7期における具体的な取組

- ・ 健康寿命のさらなる延伸を目標とする健康増進計画「すこやか大阪21(第2次後期)」に基づき、健康寿命に影響を与える循環器疾患やがん、骨粗しょう症などの生活習慣病の予防に向けた取組みを関係機関と連携しながら進めていきます。
- ・ 主に40歳から64歳の方を対象にして、地域に出向いた健康講座等による健康教育の実施、訪問指導、歯科保健等に関する健康相談等による個別支援を行い、生活習慣改善の動機付けとなる効果的な事業の実施に努めます。
- ・ 特定健康診査の受診者のうち、血圧・血糖コントロール不良者に対しては、医療機関への受診勧奨や生活改善等の保健指導を実施し重症化予防に努めます。
- ・ がん検診の受診率向上に向けて、がん検診の重要性や受診日程等の普及啓発、個別受診勧奨を行うとともに、市民ニーズの高い夜間や休日開催の拡充など受診し易い環境整備に努めます。
- ・ 骨粗しょう症予防の啓発と早期発見のための骨粗しょう症検診の受診勧奨に努めます。

進捗状況

生涯を通じた健康づくり及び生活習慣病対策として、保健師、栄養士等による地域に出向いた健康講座の開催、保健師等による訪問指導事業、栄養士による食生活習慣改善指導事業、健康相談等を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による講座等の中止の影響により、開催回数、受講者数等は減少しています。

生活習慣病重症化予防として、特定健康診査等の受診者のうち、高血圧・高血糖・腎機能の低下を認められた方に対しては、医療機関への受診勧奨と生活習慣改善のための保健指導を実施しています。

これら取組みに加えて、地域診断に基づく地域の特色を反映させたリーフレットやポスターを区独自に作成しています。さらに大阪市域全体を対象に健康づくり啓発ポスターを作成し、地下鉄駅構内や市立施設へ掲示し、健康に関する知識の普及に努めています。

がん検診受診率の向上に向けて、関係団体等と連携した受診勧奨を始めとする各種取組みを実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の発生による集団検診の中止(令和2年4月から6月)や予約枠の制限等の影響から、大阪市がん検診受診者数は前年度に比べ大幅減となりました。

骨粗しょう症検診についても、がん検診事業と併せて受診勧奨を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症による影響などから、受診者数は前年度に比べ大幅減となりました。

【令和2年度実績】

| | | |
|----------------------|--------|-----------|
| ・地域健康講座(壮年) | 551回 | 6,908人 |
| ・訪問指導事業 | 930回 | |
| ・重症化予防対象者への受診勧奨・保健指導 | 3,140人 | (令和元年度実績) |
| ・食生活習慣改善指導事業 | 115回 | 2,276人 |
| ・健康相談 | 232回 | 990人 |
| ・骨粗しょう症検診 | 218回 | 5,969人 |